

広報

# みほ

平成28年(2016)  
2月号  
No.647

人と自然が輝くまちMIHO



成長した姿に思わず笑顔…  
新成人の晴れやかな門出！  
(成人式典会場にて)

# 未来への新たな誓い！！

# 美浦村成人式



皆さん晴れやかな表情をしています



久しぶりの再会に話が尽きないようでした



開式の辞 上原大輝さん



閉式の辞 高野夏実さん



君が代伴奏 笹目真里さん



司会 後藤勇大さん 鎌形美玖さん

1月10日、中央公民館にて平成28年美浦村成人式典が行われました。今年晴れの門出を迎えた新成人は210名（男性121名、女性89名）。式典には143名の方が出席され、同窓生との久しぶりの再会に喜び、お互いの成長した姿に驚き、旧交を温めながら、一同揃って大人の仲間入りを祝いました。

式典では、中島村長が「皆さんには無限の可能性があります。その限らない可能性を信じて挑戦し、勇気をもって自分の人生を切り拓いてほしい。時には傷つき悩み、立ち止まることもあるかもしれませんが。そんなとき、この会場にいる仲間を、美浦村を思い出してください。」と新成人の皆さんにお祝いの言葉を贈りました。

また、来賓や中学校時代の恩師から祝福と激励を受けた新成人の皆さんは、改めて大人としての自覚と責任をかみしめているようでした。

# 新成人の主張

新成人3名が式典で  
意見発表を行いました。



若泉 将貴さん

私は今日二十歳という大きな節目を迎えました。15年間この美浦村で育ち、県内の高等学校を卒業後、現在教育関係の職に就くために大学で勉学に励み、充実した日々を送っています。

この20年を振り返ると、様々な人達に支えられ応援されながらここまで来たのだと今実感しています。ときには優しく、ときには厳しく、熱く指導をしてくださった先生方。もしあのとき厳しく指導されていなければ、今の僕はいなかったことでしょう。いつも傍にいて互いに笑い、泣き、切磋琢磨してきた友達のみんな。喜び合うときもぶつかり合うときも一緒にいたね。そのお蔭で、いま明るく前向きに生きることができています。そして、辛いことや苦しいことがあっても、家に帰れば心の拠りどころとなり一生懸命に支えてくれた家族。限りない愛情を注ぎ応援し続けてくれる家族のお蔭でここまで成長し、今充実した生活ができています。

二十歳、それは大人の0歳です。まだまだ未熟で、わからないことや不安なことはたくさんあります。そのような中でも、暗中模索しながら自分の夢に向かって一步一步必死に歩いていこうと思います。



山西 詩織さん

本日は、村長を始めたくさんの方々のおかげでこのような素晴らしい式を迎えることができました。ここまで育ててくれた両親。ときには厳しく、ときには優しく指導してくれた先生方。辛いときにはいつもそばで支えてくれたたくさんの友人達。私達はたくさんの方々のおかげで今日という日を迎えることができました。本当にありがとうございます。

今は、ここにいる皆がそれぞれ自分の行く道を進んでいる途中でしょう。私も、ここにいる友人や先生方と共に過ごしてきた美浦中学校の教壇にいつか立ちたいという夢があります。夢や目標にたどり着く途中で挫けそうになったとき、小学校や中学校で仲間と共に過ごしてきたことを思い出す人もいないのでしょうか。私自身も仲間や先生と県大会を目指して日々練習に励んでいた部活のことを思い出すと、あの頃みたいに頑張ろうという気持ちになります。

もし、挫けそうになったときは、周りには支えてくれるたくさんの仲間がいることを思い出してください。仲間とたくさんの壁を乗り越えてきたことを誇りに思い、自分の夢に向かって精一杯頑張ってください。



中島 拓海さん

本日は、このような式典を催していただき誠にありがとうございます。この先の人生を考えると、大人になるということは一つの通過点になります。大人を迎えた瞬間に何かが変わるわけではありませんが、この日をもって大人としての自覚を一層高めていきたいと思っています。

私は現在、大学で教職員を目指して勉学に励んでいます。現状に至るまでにたくさんの出会いや人との関わりなどを通して多くの思い出を重ねてきて、年を重ねていけばいく程に人との関わり、関係も増えていくものだと感じます。今の私があるのも今まで関わってきた方々のおかげだと、今までを振り返ると同時に感謝の気持ちも込み上げてきます。勉学や部活動の仲間、教職員を共に目指していく仲間、多くの先生方など、お世話になった方はたくさんいます。そして何より、両親に深く感謝しています。時には意見のぶつかり合いをしながらも私を大切に

育ててくれたおかげで、今は当時あまり感じることもなかった感謝の思いが浮かびます。周りの方々や両親への感謝の気持ちを忘れずにこれから生きていきたい。いずれは私も周りにそう思ってもらえる存在になっていきたいです。

## 成人者代表謝辞



若宮 遥さん

本日は、成人を迎えた私たちのためにこのような盛大な式典を開催していただき、誠にありがとうございます。また、温かいご祝辞をいただきました村長を始めとしたご来賓の方々、ご出席いただきました皆様に、心よりお礼申し上げます。

私たちは本日より「大人として」社会の一員となります。新成人としての喜びを噛みしめる一方で、未知の世界に対する不安、大人としての責任の重大さもまた感じています。私たちの中にはすでに実社会で働いている者も、学業を継続している者もいます。私たち一人ひとりがそれぞれの置かれた立場で、周囲への感謝を忘れずに、自分は何ができるのか、何がしたいのかを日々考え努力し続け、そうして立派な社会の一員となることが、今日まで支えてくださった皆様方へのご恩返しとなることを信じ、精進してまいります。

本日、私たちが晴れて成人の日を迎えることができたのも、家族はもちろんお世話になった小中学校の先生方や村の職員の方々、地域の皆さまのおかげです。心より感謝申し上げます。どうぞこれからも、まだまだ未熟な私達にご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、これもちまして本日のお礼の言葉にかえさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

※紙面の都合上、『新成人の主張』『成人者代表謝辞』は抜粋とさせていただきます。

# 美浦村内に住宅を取得して定住された方に

## 「美浦村定住促進奨励金」を交付します

今年の申請は「平成24年1月2日から平成27年1月1日まで」に住宅を取得した方が対象です

美浦村では、定住人口の増加を促進し、活力あるまちづくりの推進を図るため、「美浦村定住促進条例」を制定。美浦村内に新築住宅や中古住宅を取得して、その住宅に継続して居住された方に、住宅とその敷地に課税される固定資産税相当額を基本とする奨励金を交付します。

◇対象となる住宅  
\*平成26年9月の条例改正に基づき、交付対象を拡大しました。

平成24年1月2日以降に取得した住宅が対象となります。  
\*相続により住宅を取得した場合を除きます。

### 奨励金交付の対象者

居住するために美浦村に住宅を新築または購入し、その住宅に美浦村の住民として定住する方が、定住促進奨励金交付の対象者となります。

ただし、次のいずれかの要件に該当する方が同世帯にいる場合には、対象となりません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- ・過去にこの奨励金の交付を受けたことのある方
- ・村税および各種使用料、その他村の税外収入金を滞納している方

### 奨励金の額・交付期間

#### 【奨励金の額（年額）】

納付した固定資産税のうち、「奨励金の対象となる住宅」および「奨励金の対象となる住宅の敷地」が申請者名義または同世帯の親族名義である場合は、その住宅および敷地に係る固定資産税の年税額相当額が奨励金として交付されます。

ただし、取得した住宅により奨励金の限度額が次のとおり設定されています。

- ・新築住宅：年額20万円まで
- ・中古住宅：年額10万円まで

#### 【奨励金の交付期間】

申請時における世帯状況によって交付期間は異なり、この交付期間は当該物件に固定資産税が課税された初年度から起算します。

- ・同世帯に義務教育終了前の子がいる場合：最長5年
- ・同世帯に義務教育終了前の子がいない場合：3年

### 奨励金交付までの流れ

申請期間内に、「定住促進奨励金交付申請書」に必要事項を記入・押印のうえ、次の書類を添付して役場企画財政課に提出してください。  
なお、交付期間中は、毎年度ごと

に奨励金の交付申請が必要です。

#### 【交付申請書の申請期間】

奨励金の交付を受ける年度の3月1日～3月31日まで（土・日・祝日を除く）。

\*平成26年1月2日～平成27年1月1日に住宅を取得した場合の最初の申請は、平成28年3月1日～3月31日までとなります。

#### 【添付書類】

- ①住民票謄本（統柄記載のあるもの）
- ②土地の登記事項証明書
- ③住宅の登記事項証明書
- ④定住誓約書
- ⑤村税等納入状況確認承諾書
- ⑥定住促進奨励金に係る共有名義者同意書

\*この同意書は、申請に係る土地・住宅が共有名義の場合に必要です。  
※次年度以降の申請の際には、「添付書類②③④」の添付の必要はありません。

ケース別 私は交付の対象になりますか？

《住宅取得後、美浦村に定住することを前提として…》

現在、村外に住んでいます。これから美浦村の土地を取得して、その土地に住宅を新築します。

○ 対象

現在、村外に住んでいます。これから美浦村の土地と住宅を購入します。

○ 対象

現在、美浦村内に住んでいます。持家はありませぬ。これから美浦村の土地を取得して、住宅を新築します。

○ 対象

現在、美浦村内に住んでいます。持家はありませぬ。これから美浦村内の土地と住宅を購入します。

○ 対象

美浦村内にある親名義の住宅敷地を分割して自分名義にし、自分名義の住宅を新築します。

○ 対象

美浦村内にある親名義の住宅敷地を分割して、親名義のままの土地に自分名義の住宅を新築します。

△ 対象ですが

対象になるのは、住宅に係る固定資産税相当額のみです。

現在、美浦村内の持家に住んでいます。新たに美浦村内の別の土地に住宅を新築（購入し、転居）します。

× 対象外

現在、美浦村内の持家に住んでいます。住んでいる住宅を建て替えます。

× 対象外

美浦村内の自分名義の土地に、居住用と営業用の併用住宅を新築します。

△ 対象ですが

対象になるのは、居住用部分に係る固定資産税相当額のみです。

美浦村内にある住宅を、相続により取得しました。

× 対象外

【お問合せ先】

役場企画財政課 ☎ 885-0340 (内) 208

美浦村ふるさと応援寄附金の「返礼品」で自慢の商品を全国にアピール！

新規協力事業者募集

平成20年度からスタートしたふるさと納税制度。村では、寄附者にお贈りする返礼品のリニューアルを平成27年12月に行い、全国の皆さまから大変ご好評をいただいております。

この返礼品について、ご協力いただける事業者を随時募集しています。返礼品を通して美浦村をPRするとともに、あなたの自慢の商品を全国にアピールする絶好の機会です。

ぜひ、ご検討をお願いいたします。

◎これまでの寄附状況(平成27年12月末現在)

年度	件数	金額
平成20～24年度	58件	118万6千円
平成25年度	21件	49万5千円
平成26年度	39件	42万5千円
平成27年度	1,003件	2,141万5千円

◇募集する返礼品 次のいずれかの要件を満たす商品

- ・美浦村や霞ヶ浦の魅力が「体感できる」「楽しんでいただける」「懐かしんでいただける」商品
- ・地域産業の振興に繋がる要素をもつ商品
- ・美浦村で生産・製造・加工されているもの、村内の原料を使用しているもの、村内で販売されているもののいずれかに該当する商品
- ・村のPRにつながる商品やサービスを提供できる商品
- ・品質および数量の面で安定供給が見込める商品(ただし期間限定・数量限定で供給可能なものは可)

※詳細については、企画財政課窓口配置もしくは村ホームページ掲載の募集要項をご覧ください。

□問合せ 役場企画財政課 ☎ 885-0340 (内) 208



- 【総務省消防庁長官表彰】 《敬称略》  
永年勤続功労章 団長 下村 幹男 (本橋)
- 【茨城県知事表彰】  
永年勤続功労章20年 指導員 石嶋 秀吉 (根火)  
分団長 沼崎 栄治 (茂呂)
- 【稲敷地方広域市町村圏事務組合消防長表彰】  
操法大会出場分団 第1分団 (木原)
- 【消友会表彰】  
操法大会出場分団 第1分団 (木原)
- 【美浦村長表彰】  
優良分団 第1分団 (木原)
- 【美浦村長並びに美浦村消防団長表彰】  
操法大会出場分団員表彰 第1分団員32名

1月9日、光と風の丘公園で美浦村消防出初式が行われました。式には村消防団員やいなほ消防署員ら約290名が参加。姿勢・服装・規律的な動作等を来賓に披露し、消防・防災活動のための態勢が再確認されました。また、消防活動功労者等の表彰が行われ、左記の方々が表彰されました。

## 気持ち新たに！ 美浦村消防出初式

## むらの話題



地域の話題をお待ちしています  
(広報係 ☎ 885-0340 内線205)

## 人権擁護委員に浅野重人氏



前任である石橋威雄さん(大山)の退任を受け、1月1日付で浅野重人さん(土浦)が人権擁護委員に就任されました。

人権擁護委員は法務大臣に委嘱された民間ボランティアで、特設人権相談所等で家庭内の問題・いじめ・近隣関係等の人権に関わる相談を受けたり、人権活動等を行っています。石橋さん、これまでのご尽力ありがとうございました。浅野さん、これからどうぞよろしくお願いいたします。

## ボランティアでフォークダンスを披露



11月25日、フォークダンスひまわり同好会は、土浦市老人デイサービスセンターつわぶきを訪問し、フォークダンスを披露するボランティア活動を行いました。

オクラホマミキサー、ショートケーキ等10曲のダンスを披露し、来所者や職員もダンスの輪に加わり、楽しいひとときを過ごしました。



### 電柱看板イメージ

所内の案内等に活用し、防災に役立ていく予定です。

村では、これを広域避難の案内等に活用し、防災に役立ていく予定です。

1月12日、役場庁舎にて村と東電タウンプランニング株式会社との間で「地域貢献型広告付電柱看板に関する協定」が結ばれ、同日調印式が行われました。



## 電柱看板に公共情報を

## ねぎ部会初出荷の報告！



12月9日、役場本庁舎を「JA稲敷中部地区ねぎ部会」のメンバーが訪れ、ねぎ部会のねぎが初出荷を迎えたことを村長に報告しました。

ねぎ部会は、安中地域のねぎの生産振興と農業経営安定化の為に、昨年5月21日にJA稲敷の支援を受けて発足。現在5件の農家が所属しており、高品質なねぎを栽培・出荷しています。

本村の産地づくりの発展のためにも、これからの益々の活躍が期待されています。

## 賀詞交歓会で新年の語らい



1月15日、美浦ゴルフ倶楽部にて「平成28年美浦村新春賀詞交歓会」が開催されました。

当日は村行政関係者をはじめ、商工会、村工業クラブ、村内金融機関や地元産業の関係者、地元選出の国会議員、県議会議員等、約100名が一堂に会して新年の門出を祝いました。

出席された皆さんは、新たな年の始まりに臨み、昨今の経済状況や地域の振興・発展等について決意や抱負を語り合い、新年の挨拶を交わしました。

12月22日、児童館幼児クラブ・子育て支援センターと子育て講演会が保健センターで開催され、111人の親子が集まりました。

コンサートでは、お馴染みの童謡の演奏・合唱から本格的な音楽まで、様々な楽曲が披露されました。

その後、親たちは臨床心理士の枝松慎次郎先生による講演「子育てに役立つチーム作りのコツ」を聴講し、子どもたちは別室で子育てサポーターさんと遊びながら待機。講演後、子どもたちはいい子で待てた頑張りをお褒められ、サンタさんにお土産も貰えて嬉しそうなお笑顔をを見せていました。



## 親子で楽しくクリスマス

## みほ文芸

正調俚謡 日和吟社題「福・笑一字以上詠み込み有季無季随意

笑顔輝くフイギユアの王者舞うは華麗な陰陽師

春が訪れ嫁ぐ日決まり永遠の幸福願う母

笑顔たやさず健気に生きた母が残した道しるべ

澤の笑顔がチームの力すべて出し切り有終美

怖い世情はひとまず見ざるせめて正月福笑い

たった一輪咲いても初春の王座揺るがぬ福寿草

顔も体もまんまるおもちさらに心も福の神

薄い化粧で若やく妻が女ですよと返す笑み

福が詰まった袋を求め年の始めの人の列

孫の愛らし極上笑顔福もつられて高笑い

心一つで感謝に溢れ笑顔弾けるお正月

妻の雑煮は笑顔で食えど舌に恋しや亡母の味

術後気遣う看護婦さんの優し笑顔に癒される

目鼻どうかな口元微妙笑顔自慢が俺の妻

事故の原発福島島のいつか心に花は咲く

照れた笑顔で振り向くあなたからむ二人の指と指

福と健康両方願ういと感謝の年賀状

囲む団らん笑顔がのぞく家族和らぐ初詣

テロに難民広がる不安初春も笑えず気が重い

一月の俳句(題 当季雑詠)

ひとりとは自由で不便年用意

初大師飴切る音のにぎやかに

初詣細き坂道人の波

手をつなぐ幼子温い冬の朝

夫婦して新酒賜はる初詣

就職の決まりし孫と年酒酌む

炬燵とは眠りの精の住処かな

魚跳ねて初風の霞浦にぎわえり

病みいても余生の初春の服選び

蹴り上げし薄氷きらり光り散る

冬月の宵照らす里の露地

石戸律華

沼寄朋香

小園江久美

伊藤葉子

田島草実

飯塚筑風

木村幸子

高橋一步

磯西涼香

長谷川悦子

上野八千代

山崎笑子

篠原美千代

塚本夏雲

関根秀子

山口コウイチ

小池きよし

渡辺希代

門脇悠美

(五十首順)

青野安佐子

石毛恵美子

伊藤八千代

木澤はしめ

高柳幸子

田島早苗

中島輝子

松葉よし江

松本秀子

宮崎さみ枝

矢原はつひ



## おめでとう 美浦所属馬 G I 制覇!

### 「第67回阪神ジュベナイルフィリーズ」メジャーエンブレム号



田村 康仁 調教師



田中 大雅 調教厩務員

12月13日、阪神競馬場(1600m芝コース)にて行われた第67回阪神ジュベナイルフィリーズにおいて、美浦トレーニング・センター田村康仁厩舎所属のメジャーエンブレム号が優勝しました。

好スタートで集団を先行したメジャーエンブレム号は、集団の内側を2番手から3番手の位置で軽快に駆け抜け、最終コーナー付近で自然と先頭に立つ展開。直線でスパートするとスピードに乗った走りの後続馬を引き離し、1頭抜け出した形でそのままゴール。見事に2歳牝馬の頂点に君臨しました。

担当の田中調教厩務員は、「うるさいところはありますが、同じ厩舎の兄弟よりは扱いやすくて女の子らしからぬ馬格をしています。そのおかげか9時間くらいかかる長距離輸送も問題ありませんでした。皆さん強い勝ち方だったと言ってくれますが、こちらはゴール前で「差されないでーっ」と祈りを込めて見ていました。レース後に騎手と握手したときに勝った実感が湧いてきました。」と語ってくれました。

1番人気の期待に応え、G Iを制覇したメジャーエンブレム号の今後の活躍が期待されます。



### 「第60回有馬記念」

### ゴールドアクター号

12月27日、中山競馬場(2500m芝コース)で行われた第60回有馬記念において、美浦トレーニング・センター中川公成厩舎所属のゴールドアクター号が優勝しました。

休養明けから3連勝でG Iの大舞台に挑むゴールドアクター号は、好スタートから先頭で飛び出すも無理せず前から3番手に落ち着く冷静なレース運び。長い道中を好位置で力をため、直線に入ると一気に加速して先行馬を追い上げ、ゴール手前で追い抜き先頭に立つと、左後方から迫ってきた馬に抜かせずゴールを駆け抜け、見事に優勝しました。

担当の二藤部調教厩務員は、「素直で賢く普段は大人しい馬ですが、レース前になると気合いが入ってきます。今回は、今までのレースの中で一番状態が良かったです。勝ったとわかったときは、本当にうれしかった。競馬場の電光掲示板の1着のところにゴールドアクター号の番号が表示されたのを見たとき、勝利を実感しました。」と語ってくれました。

4連勝で見事にG Iを制したゴールドアクター号のさらなる飛躍が期待されます。



中川 公成 調教師



吉田 隼人 騎手



二藤部 洋次郎 調教厩務員



# ～子どもから大人まで～

## 社会力が よくわかる連続講座(11)



育てよう  
社会力

お問合せ  
教育委員会学校教育課  
☎ 885-0340(内) 226

4月にこの講座を始め10回で終わる予定でQ & A形式で連載してきましたが、この連続講座を熱心に読んでくれている村民の方からいくつか質問をいただきました。その質問も、社会力をよく理解するためには大事なことです。そこで2回にわたり、いただいた質問に答えることにします。

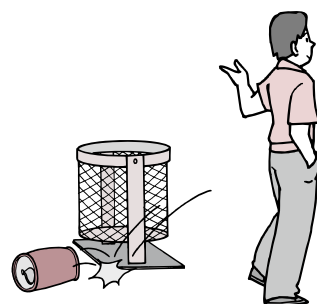
**Q11. 「社会力」と似た言葉に「社会性」がありますが、社会性と社会力は同じなのでしょうか。それとも違うのでしょうか。違うとしたらどこがどう違うのでしょうか。**

A. 確かに、「社会力」と似たような用語に「社会性」があります。また、社会性という用語は、日本だけでなく世界のほとんどの国で主に心理学者たちによって使われています。

心理学者たちが社会性をどんな意味で使っているかということ、「いまの社会に適應している」という意味で使っています。わかりやすく言えば、「他の人はともかく、自分ひとりだけでもいま生きている社会でうまく生きていける術(すべ)すなわちそのために必要な知識や心得や方法(やり方)を身につけている」ということです。

これに対し、社会力は「他の人たちと仲良くなり、他の人たちと協力しながら、もっと住みよい社会をつくらうと考え、自分ができることを他の人や社会全体のために役立てようとする気持ちや、実際にそういうことができる能力がある」ことを意味しています。

いま、日本は少子高齢化や財政不足など多くの問題を抱えています。そして、日本に限らず世界の他の国も資源不足や温暖化、テロや紛争など様々な問題を抱えて四苦八苦しています。このような難問だらけの社会を変えないと人類社会の将来は危うくなります。ですから、いま人間に必要なのは、問題の多い社会に適應する「社会性」ではなく、社会をより良く変える力(ちから)すなわち「社会力」でなくてはならないことがお分かりだと思います。 《教育長 門脇 厚司》



## 自衛官等募集案内

### ◎幹部候補生(一般・大卒程度)◎

受験資格	22歳以上26歳未満の者のうち ・20歳以上22歳未満の者は大卒(見込み含む) ・修士課程修了者等(見込み含む)は28歳未満
------	--

### ◎幹部候補生(一般・院卒者程度)◎

受験資格	修士課程修了者等(見込み含む)で20歳以上28歳未満の者
------	------------------------------

#### 《募集共通事項》

- ◇受付期間 3月1日～5月6日(締切日必着)
- ◇試験期日 1次: 5月14日・15日(15日は飛行要員のみ)  
2次: 6月14日～17日  
※海・空飛行要員のみ3次試験あり。



左記以外にも各種の募集があります。また、急遽募集内容等が変更される場合があります。詳細については下記の事務所までお問合せください。

☎問合せ 自衛隊茨城地方協力本部  
龍ヶ崎地域事務所(龍ヶ崎市寺後  
3629-5) ☎0297-64-3351

\*自衛隊茨城地方協力本部ホームページにも募集情報を掲載しています。  
(<http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/>)

# 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

市販薬での副作用  
すぐに飲むのを  
やめて相談を

ドラッグストアで購入した風邪薬を服用した。夜になり、全身にじんましんが出て、目、唇がただれるほど腫れ上がった。(当事者：70歳代男性)

## 【ひとこと助言】

薬局やドラッグストア等で購入できる風邪薬等の一般医薬品でも、副作用が起きた事例が報告されています。なかには死に至るまたは後遺症が残るような重篤なケースもあります。

医薬品を購入するときは、アレルギーの有無や副作用の経験、持病および併用してい

る薬を薬剤師や登録販売者に伝えましょう。医薬品を飲む前に説明書を読み、飲んで異常を感じたらすぐに薬を飲むのをやめて、医師や薬剤師に相談してください。

医薬品医療機器総合機構では医薬品や副作用の被害の救済制度について問い合わせを受け付けています。

## ◎医薬品に関する相談

☎03-3506-9457

## ◎医薬品副作用被害救済制度

☎0120-1149-931

\*ともに、月々金曜日の午前9時～午後5時まで(祝日・年末年始を除く)。

## 染毛剤による 皮膚炎が起きています

同じ染毛剤を使つてすでに2回毛染めをしている。自宅で3度目に使用したところ、目が開かないほど顔面が腫れ、1週間仕事を休んだ。メーカーに相談すると、セルフテストをしたのかと聞かれたが、説明書の字が小さくて内容を判読できなかった。(当事者：60歳代男性)

## 【ひとこと助言】

ヘアカラーリング剤のうち、医薬部外品である酸化染毛剤(ヘアカラー、ヘアダイ、白髪染め等と呼ばれる)は、その主成分でアレルギー性の皮膚炎を起こしやすいことが知られています。軽微なかゆみや痛みを無視して毛染めを続けるうちに、重篤な症状が現れることもあります。染毛剤を使用する際には必ず毎回、事前にセルフテストを行うことが大切です。

これまで染毛剤を使用して異常を感じたことのない人でも、突然アレルギーを起こすことがあります。異常を感じた場合はすぐに使用をやめ、医療機関を受診しましょう。

## 受け渡し時には確認を クリーニングトラブル 防止のために

2カ月前に礼服をクリーニングに出した際、特殊なボタンがついているので特別な処理を頼んだ。その後礼服を受け取ったが、しばらく着ないで置いておいた。法事があり、礼服を取り出したところ、ボタンが一つ壊れていた

ので、クリーニング店に苦情を申し出たが、受け取りから1カ月以内しか保証しないと言われた。(当事者：70歳代女性)

## 【ひとこと助言】

クリーニングでは、シミ、変色、紛失等の相談が寄せられています。衣類は着用、クリーニングする度に徐々に劣化します。クリーニングトラブルは複数の要素が重なって発生することが多く、原因や責任の特定が困難です。クリーニングを出すとき、受け取るときは、必ず衣類の状態を店側と一緒に確認しましょう。クリーニング業界ではトラブル解決のために「クリーニング事故賠償基準」を作成しています。この基準はマークやLDマークのある店舗に適用されます。独自の基準を設けている店もあります。利用する店舗のルールを確認することも大切です。

【Sマーク】クリーニング業に関する標準営業約款の登録店

【LDマーク】クリーニング生活衛生同業組合の加盟店。

(全て、国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

## 司法書士による 無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談日の2日前までにご予約ください。

◇日時 3月4日(金)午前9時30分～11時30分

◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター

## 消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

# マイナンバーの 記入や提示が必要なとき



愛称：  
マイナちゃん

1月から、村の手続きでもマイナンバーの記入や提示が必要になったものがあります。その手続きの際には、今までの必要書類に加えて「マイナンバーの提示と本人確認」が必要です。

マイナンバーと本人確認に必要なもの	マイナンバーの確認	通知カード、個人番号カード
	本人確認	運転免許証、パスポート、個人番号カード等

## 《村の手続きでマイナンバーの記入や提示が必要になる主なケース》



### 暮らし

- ・住民票の異動・修正
- ・戸籍届出(氏名変更)

◇問合せ 役場住民課

### 妊娠・出産

- ・妊娠の届出(母子健康手帳の交付)
- ・低体重児出生届
- ・未熟児養育医療給付申請
- ・予防接種法に基づく接種による疾病、傷害等の給付に関する各種請求

◇問合せ 保健センター(健康増進課)

### 子育て

- ・児童手当、児童扶養手当に関する申請
- ・保育所、認定こども園等の入所申し込み

◇問合せ 役場学校教育課(子ども育成室)

### 税金

- ・法人の住民税申告(個人は平成28年分の所得の申告から)
- ・固定資産税、軽自動車税の減免申請
- ・納税管理人(変更)届
- ・償却資産申告書

◇問合せ 役場税務課

### 介護・福祉

- 【介護保険】
- ・被保険者証等の再交付申請
  - ・負担限度額認定の申請
  - ・介護認定・更新・区分変更の申請
  - ・高額介護サービス費の支給申請
  - ・特定福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費の支給申請



- 【福祉】
- ・身体障害者手帳に関する手続き
  - ・精神障害者保健福祉手帳に関する手続き
  - ・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当に関する手続き
  - ・自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院)に関する手続き
  - ・補装具費に関する手続き
  - ・障害福祉サービスに関する手続き
  - ・障害児通所支援に関する手続き
  - ・生活保護の申請
  - ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求

◇問合せ 役場福祉介護課

### 《各種手続きの問合せ先》

- ・美浦村役場 ☎885-0340(代表)
- ・保健センター ☎885-1889

### 健康保険

- 【国民健康保険】
- ・加入または脱退
  - ・被保険者氏名、世帯、住所、世帯主の変更
  - ・療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請
  - ・第三者行為による被害の届出
  - ・被保険者証、高齢受給者証の再交付の申請
  - ・基準収入額適用申請

- 【後期高齢者医療】
- ・被保険者証の再交付申請
  - ・特定疾病療養受領証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請
  - ・高額療養費、高額介護合算療養費、補装具等の療養費の支給申請
  - ・障がい認定による加入(75歳年齢到達は除く)

◇問合せ 役場国保年金課

### — マイナンバー制度の問合せ —

《マイナンバー総合フリーダイヤル》

☎0120-95-0178(無料)

【平日】 午前9時30分～午後10時

【土・日・祝日】 午前9時30分～午後5時30分

《個人番号カードコールセンター》

☎0570-783-578(有料)

【営業時間】 午前8時30分開始以外はマイナンバー総合フリーダイヤルと同じ。(個人番号カードの紛失は24時間受付)

## 農地法の定めにより

# 農地の権利移動・転用等には 手続きが必要です



農地法では、国民に対する食糧の安定供給の確保に資することを目的に、農地の権利移動の統制、農地転用の統制等の仕組みを定めています。



## 農地の権利移動

農地を耕作目的で売買や貸借する場合には、農地法第3条の規定により、その農地の所在する農業委員会の許可を受ける必要があります。

この許可を受けていない農地の売買は効力が生じないとされていますので、対価を支払ったとしても許可が受けられないと所有権は取得できません。

なお、農地の賃貸借については、主に農業経営基盤強化事業計画の利用権設定申請で対応しています。

## ▼農地法第3条申請の許可基準の主なもの

次のいずれかに該当する場合は許可されません。

- ・取得者が取得する農地のすべてを耕作すると認められない場合
- ・取得者の耕作面積が現在耕作している面積と取得する面積を含め5千㎡に満たない場合

- ・農地を効率的に利用すると認められない場合

- ・周辺の農地の利用に悪影響を与える可能性がある場合

◇申請の受付 毎月14日（14日が土・日・祝日の場合は、その前日または前々日）ま

その前日または前々日）ま

## 農地の転用

で、申請のあったものはその月の定例総会で協議します。

※新規就農希望者には、農業委員会に経営計画等の提出と面談を実施しています。

土地の用途を、農地から住宅・工場・倉庫・駐車場・資材置場・植林等に変更する場合は、農地法第4条または第5条の規定により、県知事の許可（転用する農地が4万㎡を超える場合には農林水産大臣の許可）が必要になります。

なお、許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用しない場合には、農地法違反となり、工事の中止や

原状回復等の命令がなされる場合や、罰則規定の適用を受ける場合もあります。

## ▼農地法第4条申請

所有者自らが、農地を農地以外のものに転用する場合の申請となります。

## ▼農地法第5条申請

農地を買い、または借り受けて、農地以外の目的に供する場合の申請となります。

◇申請の受付 毎月14日（14日が土・日・祝日の場合は、その前の平日）までに申請のあったものを、その月の定例総会で協議します。

※市街化区域内の農地を転用する場合には、その農地の所在する農業委員会にあらかじめ届け出れば、届出受理書が通知され、許可を受けなくても転用することができます。

## 農地の改良

農地の改良とは、農地の効率的な利用を図るために、現に耕作している農地を盛り土、削土、施肥等により、形質を変更する一連の行為のことを指します。

農地の改良を行う場合には、

事業を実施する1カ月前までに、その農地の所在する農業委員会に協議書を提出しなければなりません。農業委員会は、協議書を基に定例総会の日協議し、農地等の改良に対する同意・不同意を申請者に通知します。

## 農地の相続

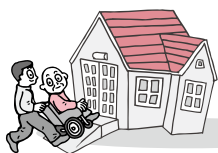
農地を相続（遺産分割、包括遺贈を含む）、時効取得等で、許可を要せずに取得した場合には、その農地が所在する農業委員会への届出が必要になります。なお、届出は農地の取得日から概ね10カ月以内に行ってください。

美浦村農業委員会の定例総会は、原則、毎月25日に行っています。

事業内容により他法令にも該当する場合があります。

各申請について、申請に必要なもの等の詳細については、役場経済課内農業委員会事務局 ☎8510340（内線211）へお問い合わせください。

# 介護保険における 住宅改修について



## 介護保険

お問合せ  
福祉介護課介護保険係  
☎ 885-0340  
(内) 113・132

### ■ 介護保険における住宅改修とは？

要支援認定または要介護認定を受けている方が自立し、安全に生活できる環境を整えるための工事のことを指します。認定者の方にとって現在の住まいをより暮らしやすいものにしていただくために、住宅改修に係る経費を下記のとおり支給しています。

#### ◎対象となる住宅改修の種類

1	手すりの取付け	
2	段差の解消	
3	引き戸等への扉の取替え	
4	洋式便器等への便器の取替え	
5	滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	
6	その他、上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	

◎対象となる方 要支援1・2、要介護1～5と認定を受けた方

◎支給額 対象となる方の要介護状態の区分に関わらず、20万円を限度に住宅改修に支払った額の9割または8割相当額を支給

#### ◎支払方法

償還払い	利用者に住宅改修工事にかかった費用をいったん全額負担していただき、その後に申請いただくことにより、村から利用者に対し上記に基づく金額が支給されます。						
受領委任払い	住宅改修費の支払いを、はじめから自己負担分(住宅改修費の1割または2割)のみで済む制度のことで、残りの9割または8割の住宅改修費は、利用者の委任に基づいて、村から受領委任払制度取扱事業者へ直接支払われます。 次の1～3すべてに該当する場合、受領委任払いを利用できます。 <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>介護保険料に未納がない方</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>一時的な資金のねん出が困難で、受領委任払いによらなければ住宅改修ができない方</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>施工業者が受領委任払いに同意した方</td> </tr> </table>	1	介護保険料に未納がない方	2	一時的な資金のねん出が困難で、受領委任払いによらなければ住宅改修ができない方	3	施工業者が受領委任払いに同意した方
1	介護保険料に未納がない方						
2	一時的な資金のねん出が困難で、受領委任払いによらなければ住宅改修ができない方						
3	施工業者が受領委任払いに同意した方						

### ----- ご注意ください! -----

介護保険における住宅改修費の支給を受けるには、**工事着工前**に役場福祉介護課へ事前申請をする必要があります。申請をする前に着工した場合は住宅改修費支給の対象にはなりませんので、必ず工事の前に担当のケアマネジャーに相談してください。





## 子どもの事故防止について考えよう！

14歳以下の子どもの死因のうち「不慮の事故」は大きな割合を占めています。後遺症が残ったり、死に至るような重大な事故に遭わないよう未然に防ぎたいものです。

### 子どもの死亡事故の原因

事故による死亡は全体の8割以上を交通事故・溺死および溺水・窒息が占めています。この3つを減らすことが有効な対策となります。

#### 《交通事故を防ぐ》

日本では、2004年からチャイルドシートの着用が法制化されていますが、実際の着用率は6割程度です。特に子どもの年齢が上がる

につれて自己主張するようになって着用を嫌がり、着用率が下がってしまう傾向にあるようですが、事故の際には子どもの生死を分けますので、チャイルドシートの着用を徹底しましょう。

#### 《家庭での溺水事故を防ぐ》

主な発生場所は「風呂の浴槽」です。溺水事故は水のあたる場所なら洗濯機やトイレなどどこでも起こります。次のような対策を日頃から気を付けましょう。

- ・風呂場に子どもが一人で入れないように鍵をかける
- ・残り湯をしない
- ・子どもと入浴するときは目を離さない
- ・洗濯機の近くに踏み台を置かない

#### 《窒息を防ぐ》

窒息の原因には、のどが詰まるような内的なもの、首が絞まる・鼻と口がふさがりような外的なものがあります。内的なもの、異物（おもちゃ・こんにやくゼリー等）の誤飲が主な原因です。3歳児では直径39mm以下、長さ51mm以下の異物の誤飲でも窒息する危険があります。外的なものは、赤ちゃんの

ときは柔らかいマットや口元に置いたガーゼ等が原因になったり、動き回るようになるのと紐や電気コード等で喉が締まったりして起こります。

誤飲を防ぐためには、食物を小さく切ったり、輪切りではなく縦に割いたりしましょう。ものを不用意に床に放置したり子どもの手が届くところに置いたりしないようにして、窒息の危険があるものや状況から子どもを遠ざけることが重要です。



### 事故が起きてしまったら

- 【一】 事故発生時の子どもの状況、周囲の状況を把握。
  - 【二】 意識がない、呼吸の乱れ、嘔吐、けいれん、頭痛・発熱、目つきがおかしい、手足が動かさない、顔色がひどく悪い等の症状がある場合は119番。
- \*判断に迷ったときは小児救急電話相談「#8000」へ。
- 【三】 医師に伝えることは、子どもの年齢・性別、事故がいつ・どこで・どういうふうな発生し、その後の子どもの様子がどうなったか。

### 予防接種はお済ですか？

#### 高齢者の

#### 肺炎球菌定期予防接種

今年度（平成27年度）の高齢者の肺炎球菌定期予防接種の対象者は、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方で、次の事項のいずれかに該当する方です。

- 接種を希望する方は、期間内に接種を受けましょう。
- ・今年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
  - ・60歳～65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器疾患、ヒト免

### 《3月の乳幼児健診》

対象の方には実施日の約2週間前にお知らせと問診票等を送付します。

◇受付時間 午後1時30分～2時

- ・3歳児健診 3月7日(月)  
対象：平成24年12月～平成25年1月生
- ・4カ月健診 3月14日(月)  
対象：平成27年11月生

#### ◇接種期間

3月31日まで

疫不全ウイルスによる疾患で身体障害者手帳1級を取得している方

### 休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時  
都合により当番医を変更することがあります。  
※お問合せ先：なるしま内科医院 ☎ 869-4820

2月	14日(日)	あべ整形外科 ゆはらクリニック	阿見 稲敷	☎ 875-5303 ☎ 894-2002
	21日(日)	つじ耳鼻咽喉科クリニック 江戸崎病院	阿見 稲敷	☎ 801-3387 ☎ 894-2611
	28日(日)	市川ファミリークリニック 坂本耳鼻咽喉科医院	阿見 稲敷	☎ 843-3301 ☎ 892-2627
3月	6日(日)	はたかわ医院 角崎クリニック	美浦 稲敷	☎ 885-2358 ☎ 0297-87-6030

# 美浦村 子育て情報

## 子育て ワンポイント

毎月、親子でできる簡単な遊びや子育てのコツを紹介していきます。



### 子どものけが・思わぬトラブル対処法

子どもの事故やケガは、様子を見て良いときと緊急事態との判断が難しい場合があります。

#### ▼おもちゃのパーツを誤飲した！

飲んだものが便に出たかを確認しましょう。電池等の毒性の強いものを飲んだ場合は急いで病院へ。処置の仕方ですったら、つくば中毒110番（☎029-852-9999/午前9時～午後9時）に相談を。

#### ▼頭をぶつけた！

呼んでも反応がない、繰り返し嘔吐する、呼吸が苦しそうな場合は、動かさずに救急車を呼びます。すぐに泣いて反応があり、こぶができてい程度なら、安静にして2～3日様子をみましょう。

#### ▼転んで前歯が欠けた！

出血が多い、歯がぐらつく、欠けた部分が尖っている場合は、歯根に影響がないか歯科医院で見てもらおうと安心です。



## 3月の 子育て広場

予約必要なし  
開催時間内  
出入り自由

### ぴよ：ぴよぴよサロン&プレママサロン

(通常：午前10時～正午、PM：午後1～3時)

◇対象 2カ月～1歳3カ月、妊婦さん

◇場所 木原地区多目的集会施設和室

ぴよぴよサロン&プレママサロンでは、毎月一度、保健師、助産師、栄養士さんによる個別の「育児相談(☎)」を行っています。(通常の自由遊びもあり)

### よち：よちよちルーム (午前10時～正午)

◇対象 1歳児 (H25.4.2～H26.4.1生)

◇場所 木原地区多目的集会施設和室

### エン：エンジョイ子育て (午前10時～正午)

◇対象 0歳～就園前

◇場所 木原地区多目的集会施設和室、または村内の公園・公共施設

### ほっ：子育てほっとルーム (午前9時30分～午後4時)

◇対象 0歳～就園前

◇場所 子育て支援センター(木原地区多目的集会施設内)

※各子育て広場の詳細と、開催場所(都合により変更する場合があります)については、役場・中央公民館・保健センターに設置している「子育てカレンダー(毎月発行)」でご確認ください。

※どの子育て広場も「子育て支援センターのスタッフ」が担当しています。

日	月	火	水	木	金	土
		1 エン ほっ	2 (㊟) ぴよ ほっ	3 ほっ	4 ほっ	5
6	7 よち ほっ	8 エン ほっ	9 ぴよ ほっ	10 ほっ	11 ほっ	12
13	14 よち ほっ	15 エン ほっ	16 ほっ	17 ほっ	18 ほっ	19
20	21	22 ほっ	23 ほっ	24 ほっ	25 ほっ	26
27	28 ほっ	29 ほっ	30 ほっ	31 ほっ		

### 発達相談 (子育てや発達に関する相談)

◇対象 0歳児～学童

◇場所 予約時にお知らせします。

◇予約方法 子育て支援センターに電話で予約してください。

※発達相談員が担当しています。

要予約

☎問合せ 子育て支援センター(木原地区多目的集会施設内) ☎885-6511 \*午前9時から午後4時30分まで

# お知らせ

## 非常勤一般職募集 (管理栄養士)

村では、非常勤の管理栄養士を募集します。

- ◇ 募集人数 1名
- ◇ 勤務場所 村保健センター
- ◇ 勤務期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日
- \*更新の場合あり。
- ◇ 勤務時間 週3日・午前8時30分～午後5時15分(曜日、時間は応相談)
- ◇ 賃金 日給8000円
- ◇ 応募資格 美浦村に通勤可能な65歳未満の方で、管理栄養士資格を有する方
- ◇ 欠格事項 地方公務員法第16条欠格事項に該当する方

- 美浦村役場 ☎885-0340
- 中央公民館 ☎885-4451
- 中央公民館図書室 ☎885-8442
- 文化財センター ☎886-0291
- 光と風の丘公園クラブハウス ☎885-6711
- 保健センター ☎885-1889
- 美浦水処理センター ☎885-0720
- (上下水道課) ☎885-8899
- 大谷時計台児童館 ☎885-0597
- 木原城山児童館 ☎885-1064
- 大谷保育所 ☎885-1549
- 木原保育所 ☎885-4488
- 社会福祉協議会 ☎885-0038
- 老人福祉センター ☎885-7080
- デイサービスセンター ☎885-8885
- シルバー人材センター ☎886-0007
- 美浦村ホームページアドレス  
<http://www.vill.miho.lg.jp/>  
Eメール info@vill.miho.lg.jp

## 母子父子福祉住宅 手当を支給します

は応募できません。  
◇ 応募方法 2月24日(水)までに、村指定の登録申込書を役場総務課または保健センターに提出してください。用紙は役場総務課、保健センターに用意してあります。

- ◇ 選考方法 詳細は後日、応募者に通知します。
  - ◇ 問合せ 役場総務課人事担当
- 村では、借家住まいの母子父子家庭の方に対し、母子父子福祉住宅手当を年2回(9月と3月)に支給しています。次の両方に該当する母子家庭または父子家庭の方

庭または父子家庭の方

- ・ 自家住宅を所有せず、住まいを有料で借りている方
- ・ 児童扶養手当の所得制限の範囲内にある方

- \* 当該年度により所得制限の額が変わる場合があります。
- ◇ 手当の額 月額4000円
- ◇ 申請方法 申請書、賃貸契約書の写し、家賃に係る領収書の写し、印鑑、振込先

の分かるものをお持ちになり、村教育委員会学校教育課子ども育成室(役場内)へ申請してください。

- \* 申請は年2回必要です。
- ◇ 後期(3月)支給分申請期限 3月18日(金)

- ◇ 問合せ 村教育委員会学校教育課子ども育成室(役場内)

## 放課後児童クラブ 入会児童募集

児童館では、放課後に大谷時計台児童館・木原城山児童館・安中小学校で開設している放課後児童クラブの平成28年度入会児童を募集します。

- ◇ 対象児童 仕事や病気等、保護者の事情により放課後家庭において健全な育成を受けることができない小学生1～6年生
- ◇ 利用時間 放課後から保護者が迎えに来れる時間まで
- \* 最長で午後6時15分まで。
- ◇ 申込方法 各児童館で配布している「入会申請書」と家庭状況に応じた「各種証明書」用紙(村ホームページでもダウンロード可)を、対象の児童館に提出してください。

\* 安中小学校で開設している放課後児童クラブ「安中区児童クラブ」への加入を希望する場合は、大谷時計台児童館に必要書類を提出してください。

- ◇ 申込期間 2月24日(水)～3月1日(火)午前9時30分～午後5時30分
- \* 土・日を除きます。

※入会した児童の保護者の方には、児童クラブ保護者会に加入していただく必要があります。(年会費…一世帯につき1000円)

- ◇ 問合せ 大谷時計台児童館、木原城山児童館

## がんばっぺ！茨城 企業説明会

茨城労働局と県は、大学・短大・高専・専門学校を平成29年3月に卒業を予定する者(概ね3年以内の既卒者含む)を対象に、企業説明会を開催します。茨城労働局ホームページから参加申込書をダウンロードし、必要事項を記入してご来場いただくと便利です。  
\*事前申し込みは不要です。

- ◇開催日時・会場

- ・ 水戸会場 3月14日(月)、17日(木)午後1時30分～フエリヴェールサンシャイン
- ・ 土浦会場 3月7日(月)、9日(水)午後1時30分～ホテルマロウド筑波

- ◇ 問合せ 茨城労働局職業安定課 ☎029-224-6218、ハローワーク龍ヶ崎 ☎0297-60127



## 美浦村防災訓練を実施します

村では、有事に備えて村内全域の居住者を対象に防災訓練を実施します。

参加者は、避難時を想定した服装でご来場ください。

会場の近隣の方は、徒歩でご来場いただく会場までの危険箇所をしっかりと確認することができません。

\*事前申し込みは不要です。

◇日時 2月28日(日)午前9時開始(雨天中止)

\*午前8時30分から受付。

◇会場 美浦中学校

◇駐車場 役場駐車場

◇問合せ 役場総務課消防防災係

## 第13回梅朝基礎落語

好文亭梅朝さんによる落語講座です。江戸時代に始まった落語は現代にも通じる素晴らしい話芸です。落語にまつわるお話を通して落語に親しみましょう。

今回は「めでたい」をテーマに落語「八五郎出世」「堀の内」を解説付きで披露します。

\*予約不要。聴講を希望される方は当日文化財センターにお越しください。

◇日時 2月21日(日)午後1時30分～3時30分

◇会場・問合せ 文化財センター

## 村教育委員会定例会を傍聴しませんか

公開会議なので、どなたでも傍聴することができます。

◇日時 2月28日(日)午後2時30分から(受付時間:午後2時～2時20分)

◇会場 村中央公民館2階会議室



◇その他 個人情報が含まれるもの等、議事によっては一部非公開となります。

◇問合せ 村教育委員会学校教育課(役場内)

## 広報みほが電子書籍で閲覧できます

このたび、広報みほが「イバラキイブックス」のサイトもしくは無料アプリ上で、電子書籍として閲覧できるようになりました。

\*電子書籍のデータ取得の際の通信料は有料となります。

《イバラキイブックス(iBaraki-ebooks)》

株式会社光和印刷が運営する、インターネット上で茨城県の発行物を無料で閲覧できる地域特化型電子書籍ポータルサイト。(http://www.ibarakiebooks.jp/)

《電子書籍》

パソコンやスマートフォン、タブレット等で見ることができ、デジタル化した書籍です。PDF等の画像ファイルで見ると紙の冊子に近い感覚で操作することができます。

◇問合せ 役場総務課広報広聴係

## 「個人番号カード」の申請をした方へ

平成28年1月から個人番号カードの交付が始まりました。

交付の用意ができた方には、順次役場からお知らせのハガキをお送りしますので、ハガキに記載されている期限までに、役場住民課まで個人番号カードの受け取りにお越しください。

◇受取可能時間 平日の午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(第2・第4水曜日は午後6時30分まで)

◇交付の際に必要なもの 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(ハガキ)、通知カード、本人確認書類(ハガキを参照)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ・必須)

《交付の際の留意点》 交付手続きには20分程度かかります。窓口の状況によっては長時間お待ちいただくたり、受取可能時間との兼ね合いから、ご来庁いただいた時間によっては即日交付できない場合があります。交付の際には、本人確認のうえ暗証番号を設定しますので、事前に暗証番号を考えておいてくださるようお願いいたします。また、原則として本人がお越しください。ただし、15歳未満の方または成年被後見人の方は、法定代理人の方が同行してください。

\*病気、身体の障がいといったやむを得ない理由により来庁が難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。詳しくはお問い合わせください。

《本人確認》 本人確認は厳格に行います。法定代理人の方の場合、法定代理人の本人確認と代理権の確認が必要です。

◇問合せ 役場住民課 ☎885-0340(内)124・128

## 茨城県の 特定最低賃金改正

茨城県の特定最低賃金が、次のとおり改正されました。

- ・鉄鋼業 時間額851円
- ・はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 時間額825円
- ・計量器・測定器・分析機器
- ・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 時間額821円
- ・各種商品小売業 時間額795円

◇効力発生日 いずれも平成27年12月31日

◇問合せ 茨城労働局賃金室  
☎029-224-6216、  
最寄りの労働基準監督署

## ご存知ですか？ 預金保険制度

預金取扱金融機関が破たんした場合、定期預金や利息付きの普通預金等は、金融機関ごとに預金者1人あたり、元

本1000万円までとその利息等が保護されます。

決済用預金は全額保護されず。決済用預金とは、当座預金や利息の付かない普通預金等の、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たす預金です。該当するかについては、各金融機関にご相談ください。

◇問合せ 財務省関東財務局  
水戸財務事務所理財課☎029-221-3195

## 霞ヶ浦学講座

茨城県霞ヶ浦環境科学センターでは、県民の皆さまに、霞ヶ浦について体系的・総合的に学んでいただくために霞ヶ浦学講座を開講しています。

◎第12講 霞ヶ浦の歴史1  
縄文〜中世

◇日時 3月6日(日)午後1時30分〜3時30分

◇会場 霞ヶ浦環境科学センター2階会議室

◎第13講 霞ヶ浦の歴史2  
近世〜現代

◇日時 3月20日(日)午後1時30分〜3時30分

◇会場 霞ヶ浦環境科学センター

ター多目的ホール

## ◎共通事項

◇講師 沼澤篤(主任講師)

◇申込・問合せ 茨城県霞ヶ浦環境科学センター環境活動推進課☎029-828-0962

## ちびっこ探検学校 ヨロン島参加者募集

公益財団法人国際青少年研修協会では、「第40回ちびっこ探検学校ヨロン島」の参加者を募集します。日本人小学生と在日外国人小学生と一緒に生活し、積極的にチャレンジする心と国際感覚を養います。

◇場所・期間 鹿児島県大島郡与論町 3月26日(土)〜4月1日(金) 6泊7日

◇定員 日本人小学生200名、外国人小学生100名

◇費用 14万9000円(プログラム参加費+旅費)

◇申込期限 3月4日(金)

◇資料請求・申込・問合せ 公益財団法人国際青少年研修協会☎03-6417-9721、FAX03-6417-179724、ホームページ(<http://www.kskk.or.jp>)

## 常陽銀行無料年金相談

常陽銀行顧問の社会保険労務士が、無料でご相談に応じます。(要予約)

◇開催日時 3月14日(月)午前10時〜午後3時

◇会場 常陽銀行美浦支店

◇予約・問合せ 常陽銀行美浦支店☎885-2915

## 国有林モニター募集

林野庁関東森林管理局では、「国有林モニター」を募集します。

◇募集人数 70名程度

◇期間 平成28年4月〜平成30年3月まで

◇内容 国有林の広報誌やイベント情報等閲覧、国有林野事業に関するアンケート回答、意見・提言等。

◇応募条件 福島県、関東1都6県、新潟県、山梨県、静岡県在住の国有林野事業

に関する平成28年4月1日時点で20歳以上の方。

\*国会および地方議会の議員、地方公共団体の長および常勤の国家公務員は除きます。

◇応募方法 必要事項を記入の上、郵便はがき、FAX、

関東森林管理局ホームページの応募フォームから応募してください。

\*2月26日(金)必着。

◇必要事項 氏名(ふりがな)、性別、生年月日、住所(郵便番号)、電話番号、職業、国有林モニター募集を知ったきっかけ、国有林モニターに応募する理由

◇選考結果発表 3月末までに書面にてお知らせします。

◇詳細・応募・問合せ 関東森林管理局国有林モニター担当係(企画調整課内)〒371-8508群馬県前橋市岩神町4-16 ☎027-210-1150、FAX027-210-1154、ホームページ(<http://www.rinya.naf.go.jp/kanto/policy/business/monitor2627.html>)

## 村の交通事故発生状況 (12月1日〜31日)

	年累計
発生件数	1 ( 19 )
負傷者数	1 ( 23 )
死者数	0 ( 0 )

12月31日現在死者ゼロ継続669日

## 平日住民課窓口に来られない方へ

村では、住民課窓口業務の「時間延長サービス」および「電話予約による証明書等の休日交付」を実施しています。業務内容が通常とは異なりま

### ◎住民課窓口時間延長実施日

毎月第2・第4水曜日（祝日の場合はその前開庁日）

\*年末年始を除く

### ◇2月・3月の実施日時

2月10日・24日、3月9日  
・23日午後5時15分～7時

### ◇取扱業務 各種証明書（住民票・戸籍の証明書・印鑑

登録証明書）の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり（審査・受理決定は後日）

\*転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。ご了承ください。

### ◎住民票の写し・印鑑登録証明書の日交付（電話予約）

住民票の写しと印鑑登録証明書は、事前に平日の午前8時30分から午後5時まで

に電話予約したものを、土・日・祝日の役場閉庁時に受け取ることができます。

\*ご予約の際は必ず、証明書を

受け取りにいらつしやる方が直接お電話ください。

### ◇問合せ 役場住民課

## 放送大学 4月入学生募集

放送大学では、平成28年度

第1学期（4月入学）の学生を募集しています。放送大学は

テレビやインターネット等を利用して授業を行う通信制の大学で、幅広い分野が学べます。

15歳以上の方なら、1科目から学習する選科履修生・科目履修生として入学できます。

18歳以上の大学入試資格をお持ちの方なら、学力試験はなく全科履修生として入学でき、4年以上在学して124

単位を修得し卒業すると学士（教養）の学位を取得できます。

\*資料無料。出願期間は3月

20日（日）必着。

### ◇問合せ 放送大学茨城学習センター

029-1228-10683、ホームページ

(<http://www.ouj.ac.jp>)

## 県立水戸南高校通信制課程生徒募集

### ◇受付期間

・一般入学（新入学）

3月10日（木）～23日（水）

・編入学・転入学

3月4日（金）～9日（水）

\*土・日曜日を除く

### ◇問合せ 茨城県立水戸南高等学校（通信制）

〒310-0804 水戸市白梅2-1-10 ☎029-1247-14

284

## 善意

〔村へ〕

○一般社団法人茨城県建築士会 稲敷支部様 5110円

○社会福祉法人美しの森「虹の里」様 門松一揃い

〔善意銀行へ〕

○陶美様 5000円

○匿名希望1件 1260円

〔社会福祉協議会へ〕

○中野久永様（群馬県）、フィールドパック株式会社様 古切手

○匿名希望1件 介護用品等

○匿名希望2件 古切手

○匿名希望1件 使用済みブリペイドカード

ありがとうございました。

## 弁護士による法律相談

日時 3月23日（水）  
午後1:30～4:00

\*3月1日（火）午前8:30より申込受付

## 心配ごと相談

日時 3月7日（月）・22日（火）  
午後1:00～3:00

\*事前に申込みをされていない方は、お待ちいただく場合があります。

### 会場・申込先

老人福祉センター ☎885-7080

主催 美浦村社会福祉協議会

## 教育相談

相談・連絡先 ☎☎ 885-7788

電話相談 毎週火～金曜日  
午前9:00～午後3:00

来所相談 毎週水・木曜日  
午前9:00～午後3:00

場所：光と風の丘公園クラブハウス

\*事前連絡の上、おこしください。相談日以外は留守番電話またはFAXで相談を受け付けています。

## 行政相談

日時 2月26日（金）  
午前10:00～正午

場所 役場1階住民相談室

国の仕事のことなどで困ったときはご相談ください。（予約不要）

## 障がい者相談

日時 2月15日（月）、3月14日（月）  
午後1:00～3:00

場所 老人福祉センター

身体・知的障がい者やご家族の悩み事等何でもご相談に応じます。（予約不要）

問合せ先 役場福祉介護課

## 2月の納税

\*納期限は2月29日（月）です。

固定資産税（4期）

国民健康保険税（6期）

介護保険料（8期）

後期高齢者医療保険料（8期）



# 20歳の心境を聞いてみました!

- ①成人式(20歳)を迎えての心境 ②今、楽しみなことや好きなこと ③将来の目標・夢  
④美浦村をどう思いますか? 村に望むこと



江崎 莉未さん

- ①全然実感がない中ですが大人の仲間入りできてうれしく思います。  
②一緒に頑張っている友人と看護師になることです。  
③一人前の看護師になりたいです。  
④挨拶をしたら返してくれる温かい村。



吉崎誠一郎さん

- ①ちゃんと大人の義務を果たしてくような大人になりたいです。  
②トリマーの技術を向上させたいです。  
③トリマーで開業したいです。  
④きれいな美浦村のままでいてほしい。車がないとお店等に行けない。



糸賀大貴さん

- ①二十歳はまだまだと思っていたがついにこの日が来たかという感じです。  
②これから昔の友人と会うのが楽しみです。  
③就職して社会の役に立つ自立した大人になりたいです。  
④いい意味で変わらない。いまのままで。



脇まどかさん

- ①中学校を卒業してもあまり変わっていないような気がします。  
②学校が栃木でスキー場が近いのでスノボが楽しみです。  
③国家資格を取得して病院で働きたいです。  
④大事な帰る場所だからずっとのどかな村であってほしい。



正慶友佳さん

- ①大人としてしっかりやることができるようにしたいです。  
②4月からツアーコンダクターの仕事が始まるのが楽しみです。  
③立派なツアーコンダクターになって国内を回ることです。  
④緑が豊かで水もきれいでいいところ。



松井浩二郎さん

- ①これからは親を支えていく気持ちで成人式を迎えたいです。  
②大切な人達と元気に過ごしていきたい。  
③ネットワークを構築するシステムエンジニアになりたいです。  
④一人ひとりが温かい人が多いのでそれを大切にしてほしい。